

交通政策基本法案に対する修正案 新旧対照条文

○交通政策基本法案(第百八十五回国会閣法第十七号)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>交通基本法案</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第十六条)</p> <p>第二章 交通に関する基本的施策</p> <p>第一節 交通基本計画(第十七条)</p> <p>第二節 国の施策(第十八条―第三十一条)</p> <p>第三節 地方公共団体の施策(第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、移動に関する権利を明確にするとともに、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。</p>	<p>交通政策基本法案</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第十四条)</p> <p>第二章 交通に関する基本的施策</p> <p>第一節 交通政策基本計画(第十五条)</p> <p>第二節 国の施策(第十六条―第三十一条)</p> <p>第三節 地方公共団体の施策(第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。</p>

(移動に関する権利)

第二条 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障される権利を有する。

2 何人も、公共の福祉に反しない限り、移動の自由を有する。

(交通の安全の確保)

第三条 交通に関する施策の推進は、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するよう、交通の安全の確保が図られることを旨として行われなければならない。

(国民等の交通に対する基本的な需要の充足)

第四条 交通は、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者(以下「国民等」という。)の交通に対する基本的な需要が適切に充足されなければならない。

(新設)

(新設)

(交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識)

第二条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者(以下「国民等」という。)の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。

(交通の機能の確保及び向上)

第五条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活及び社会生活の基盤であること、国民の社会経済活動への積極的な参加に際して重要な役割を担っていること及び経済活動の基盤であることに鑑み、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に対応しつつ、交通が、豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、我が国の産業、観光等の振興及び地域経済の活性化その他地域の活力の向上に寄与するものとなるよう、その機能の確保及び向上が図られることを旨として行われなければならない。

2 (略)

第六条～第八条 (略)

(交通の安全の確保に関する施策等)

第九条 (略)

2 (略)

(国の責務)

第十条 国は、第三条から第八条までに定める交通に関する施策についての基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、

(交通の機能の確保及び向上)

第三条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活及び社会生活の基盤であること、国民の社会経済活動への積極的な参加に際して重要な役割を担っていること及び経済活動の基盤であることに鑑み、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に対応しつつ、交通が、豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他地域の活力の向上に寄与するものとなるよう、その機能の確保及び向上が図られることを旨として行われなければならない。

2 (略)

第四条～第六条 (略)

(交通の安全の確保)

第七条 (略)

2 (略)

(国の責務)

第八条 国は、第二条から第六条までに定める交通に関する施策についての基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、

交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 (略)

第十一条 (略)

(交通関連事業者及び交通施設管理者の責務)

第十二条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、交通の安全の確保を図る等その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。
2 (略)

第十三条～第十六条 (略)

第二章 交通に関する基本的施策

第一節 交通基本計画

第十七条 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策に関する基本的な計画（以下この条

交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 (略)

第九条 (略)

(交通関連事業者及び交通施設管理者の責務)

第十条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。
2 (略)

第十一条～第十四条 (略)

第二章 交通に関する基本的施策

第一節 交通政策基本計画

第十五条 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策に関する基本的な計画（以下この条

において「交通基本計画」という。)を定めなければならない。

2 交通基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〜四 (略)

3 交通基本計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、交通基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により交通基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民等の意見を求めなければならない。

6 国土交通大臣は、第四項の規定により交通基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

7 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四項の規定により交通基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

8 政府は、交通基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会

において「交通政策基本計画」という。)を定めなければならない。

2 交通政策基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〜四 (略)

3 交通政策基本計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、交通政策基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民等の意見を求めなければならない。

6 国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

7 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

8 政府は、交通政策基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを

に報告するとともに、公表しなければならない。

9 第四項から前項までの規定は、交通基本計画の変更について準用する。

第十八条（略）

（産業、観光等の振興及び地域の活力の向上に必要な施策）

第二十一条 国は、我が国の産業、観光等の振興及び地域の活力の向上を図るため、国内交通網の形成、国際輸送網及び輸送に関する拠点の形成その他必要な施策を講ずるものとする。

（削除）

国会に報告するとともに、公表しなければならない。

9 第四項から前項までの規定は、交通政策基本計画の変更について準用する。

第十六条（略）

（国際競争力の強化に必要な施策）

第十九条 国は、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化を図るため、国際海上輸送網及び国際航空輸送網の形成、これらの輸送網の拠点となる港湾及び空港の整備、これらの輸送網と全国的な国内交通網とを結節する機能の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域の活力の向上に必要な施策）

第二十条 国は、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図るため、地域における企業の立地並びに地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成その他必要な施策を講ずるものとする。

（運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展）

第二十一条 国は、運輸事業その他交通に関する事業の安定的な運

（削除）

(大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策)

第二十二條 国は、大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るとともに、当該災害からの避難のための移動を円滑に行うことができるようにするため、交通施設の地震に対する安全性の向上、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時的に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

附則

(国土交通省設置法の一部改正)

2 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「(平成二十三年法律第百二十三号)」の下に「交通基本法(平成二十五年法律第 号)」を加える。

営が交通の機能の確保及び向上に資するものであることに鑑み、その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

(大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策)

第二十二條 国は、大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るとともに、当該災害からの避難のための移動を円滑に行うことができるようにするため、交通施設の地震に対する安全性の向上、相互に代替性のある交通手段の確保、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時的に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

附則

(国土交通省設置法の一部改正)

2 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「(平成二十三年法律第百二十三号)」の下に「交通政策基本法(平成二十五年法律第 号)」を加

第十四条第一項第三号中「観光立国推進基本法」を「交通基本法、観光立国推進基本法」に改める。

える。

第十四条第一項第三号中「観光立国推進基本法」を「交通政策基本法、観光立国推進基本法」に改める。